

函館市行政不服審査会の会議の傍聴等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市行政不服審査法施行条例（平成28年函館市条例第6号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、函館市行政不服審査会の会議の公開および傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 条例第6条の審査会の会議は、公開とする。ただし、会議の議題または議題に関する事項が、函館市情報公開条例（平成13年函館市条例第7号）第26条ただし書の規定に該当すると認められる場合は、会議の一部または全部を非公開とする。

2 条例第7条の合議体の会議は、非公開とする。ただし、函館市行政不服審査会運営要領（平成28年7月19日策定）第28条ただし書の規定により公開することを相当と認めるときは、この限りでない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所および氏名を別記様式の傍聴人受付簿に記入しなければならない。ただし、報道関係者で、議長から許可を受けた者は、この限りでない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、会議の会場の面積等を考慮して、議長がそのつど定める。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に定める者のほか、会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、会議の会場

内においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場内における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 喫煙または飲酒をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会場内の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影および録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会場内において写真、ビデオ等の撮影、録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者については、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成28年7月19日から施行する。

